建築基準法にかかる道路相談票

提出日： 年 月 日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地名地番 | 　　　　　　　　　 | 区　 |
| 区 域 | □市街化区域□市街化調整区域 | 用途地域 | 一低・二低・一中高・二中高・一住・二住・準住 近商・商業・準工・工業・工専・指定無し |
| 防火指定 | 防火・準防火・指定無し | 容 積 率 | ％ | 建ぺい率 | ％ |
| 相 談 者 | 住所電話番号　　　　　　－　　　　　－　　　　－－ |
| 会社名 担当者氏名 |
| 相談理由 | □確認申請のため　（申請時期：　　　　）□物件調査のため□その他（ ） | 現在の判定 | □法第４２条第１項に規定する道路□法第４２条第２項に規定する道路□法第４３条第２項空地□未判定□否道路 |
| ○提出部数 １部○添付資料 添付した資料の左の枠にチェックしてください。  各資料には相談場所を明示できるものは明示してください。□位置図□iマッピー（指定道路図）□現況図（□現況測量図）□市道認定路線図（道路局道路調査課） | ※ 受付欄 |  |
| 受付者 |  |
| 道路台帳 | 　P |

□道路台帳平面図（道路局道路調査課） ※受付欄には記入しないでください

□道路台帳区域線図（道路局道路調査課）

□道水路等境界明示図・復元図（各区土木事務所）

□公図

□建築計画概要書

□現場写真（時期： ）

□その他判定の参考となる資料

（位置指定図面、開発登録簿、道路・宅地の土地登記簿謄本、地積測量図（土地求積図）、家屋登記簿謄本、台帳記載証明書等）

判定には通常２～３週間かかります。個別の道路の状況により、時間がかかるケースがあります。結果については電話で回答します。また、結果について来庁される場合には、担当者が在室しているか電話で確認の上、お越しください。

横浜市 建築局 建築指導課

電話番号：045-671-4531